

介護職員等特定処遇改善加算についての情報公開（見える化要件）

令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、新たに経験・技能のある介護職員に重点化した介護職員の更なる処遇改善を図る「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行い、介護職員等の賃金改善につとめています。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の介護職員処遇改善加算ⅠからⅢを取得していること。
- ・介護福祉士の配置等要件を満たすこと。
（サービス提供体制強化加算Ⅰイ又は日常生活継続支援加算を算定していること）
- ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとに1つ以上取り組んでいること。
- ・特定加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等により公表していること。

【職場環境要件】

資質の向上	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援(受験料補助)や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア等の研修費用の法人負担等、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のため、特浴、低床ベッド(超低床ベッド含む)、移動式リフト等、介護機器の導入を図っている。
	・毎日定時にミーティングを行い、情報共有を徹底している。
その他	・臨時職員から正規職員への転換を奨励している。

【賃金改善ルール】

- ・賃金改善を行う職員の範囲

①経験技能のある介護職員 ②他の介護職員 ③その他の職員

経験技能のある介護職員については、介護福祉士・当施設で勤続10年以上(程度)の介護職員で業務や技能等を踏まえ選定する。(他の法人における経験も考慮することができる)

- ・賃金改善額と方法

- (1) 上記①のうち1人以上(法人単位とする場合は事業所数以上)は賃金改善後の見込額が年収440万円以上であること。
- (2) ①の平均賃金改善額が、②の平均賃金改善額の2倍以上であること。
- (3) ②の平均賃金改善額が、③の平均賃金改善額の2倍以上であること。
- (4) ③の賃金改善後の年収が440万円を上回らないこと。